早期改正へ政治力示せ

被災者生活再建支援法

中越地震から一度目の春を前に、被災地ではなお八千人近くが仮設住宅で暮らし、約二百世帯が今後の生活再建で法を決められずにいる。自宅のわが家での暮らしをなぜ取り戻せないのか。「中越地震・復興公論」では被災地の現実と、そこに生きる住民の思い、訴えを基に被災者生活再建支援法を中心とした国の制度の不備を指摘し、知事ら行政の責任者にただしてきた。しかし、支援法の早期改正を求める声も上がる被災地に応え、国を動かしていくには何よりも政治の力が必要だ。国会議員たちは何を考え、行おうとしているのか。本県の全国会議員にアンケートで聞くとともに、阪神・淡路大震災を機に支援法制定に尽力した野中広務・元自民党幹事長にインタビューするなどして、法律を動かすための力を考える。

中越地震 復興公論

県関係国会議員アンケート
回答全議員 見直し前向き

県関係国会議員を対象にしたアンケートでは「被災者生活再建支援法」も根強いことから、多くが「党派を超えて力を結集することが必要」としたものの、これを実現するためにどう活動していくかなどを聞いた。回答した全議員が支援法見直しに前向きで、早期改正を求める声も多かった。地方自治体の裁量権を強める新制度の創設などを提案する議員も。政府内には法改正などへの復興論をはじめとした復興関連法制度はどうあるべきか「これを実現するためにどう活動していくか」などを聞いた。回答した全議員が支援法見直しに前向きで、早期改正を求める声も多かった。地方自治体の裁量権を強める新制度の創設などを提案する議員も。政府内には法改正などへの復興論をはじめとした復興関連法制度はどうあるべきか「これを実現するためにどう活動していくか」などを聞いた。回答した全議員が支援法見直しに前向きで、早期改正を求める声も多かった。地方自治体の裁量権を強め

× × 支援法改正のポイントとして最も多く挙がったのが「住宅本体への公的資金投入」。支援法では家財購入などに最高百万円、壊れた住宅の解体費などに同二百万円が支給されるが、住宅本体の建築・補修には使えない。

元山吉志村長の自民・長島忠美衆院議員は「被災者の立場からすると、本体に使えないのは大きな制限」と指摘。与野党問わず大半の議員が住宅への投入に賛同した。

国会では現在、民主党が昨年に続いて支援法改正案の提出を準備中。①使途の住宅建築、補修への拡大②3年収要件の緩和―などが柱だ。

しかし、審議する衆院もなく、審議になった昨年に続いて今回も審議入りは微妙。ある与党議員は「災害対策は与党の仕事。野党の手柄にはできない」と本音を漏らす。

野党からは「手柄にしなくていい。(民主党との)改正案はいつでも撤回するから、災害対策特別委員会などで与野党が協力し、委員長提案の形にしようと言っている。(民主・菅井信隆衆院議員)との呼び掛けもあるが。

× × 住宅本体への投入実現へ向けて壁になっている公的資金は使えないとする財務省をはじめとした政府の強固な姿勢だ。それを打ち破る政治力をどう示していくか。

アンケートの回答ではアンケートの回答では野党議員の多くが県関係国会議員による超党派の協力を志向したものの、昨年発足した「中越大震災県国会議員団会議」は全員参加とはいかず、いまだに活動の方向性も明確になっていないのが現状。与党には「政府を動かすのは与党」(自民・稲葉大和衆院議員)「最終的に与野党でやるにせよ、まずは自民党内で発信したい」(長島氏)との意識が強い。

改正時期についても野党議員には今国会での改正を求める声が多いのに対し「政府部内の『壁』をよく知る与党議員は慎重になるべきを得ない」(国会関係者)という状況。「今年末の仮設住宅の入居期限に照準を合わせる」(公明・漆原良夫衆院議員)「地震の記憶が生々しいうちに」(自民・吉田六左エ門衆院議員)との声は、まだ一部にとどまっている。

× × 支援法をめぐる問題以外では、復興を地方主導で進められるような制度連携が今後の課題となる。

県国会議員団会議 一枚岩にほど遠く

県関係国会議員は復興に向けた超党派組織として「中越大震災県国会議員団会議」を昨年一月に発足させている。

被災者生活再建支援法などの改正・充実を目指して、これまで六回にわたって会合を開いたが、

県や国から復旧状況や対策の説明を受けて意見交換する程度にとどまり、目立った成果は上がらずにいる。

これまで会議に出席したのは西村智奈美(民主)、菊田真紀子(同)、田中真紀子(無所属)、筒井信隆(民主)、鷲尾英一郎(同)、漆原良夫(公明)、田中直紀(同)、黒岩宇洋(民主)、近藤正道(社民)の九氏。近藤基彦(自民)、高鳥修一(同)の両氏は秘書の代理出席。

不参加議員からは「何をしたいのか分からない」「党内で何ができるのか」などと疑問視する声が多く、一枚岩には遠い状況。同会議は引き続き県関係議員全員の参加を促していく方針だ。

運用には限界 明文化が必要

山中茂樹・関西学院大教授

本県国会議員の多くが「改正が必要」とした生活再建支援法。それを拒む「国の壁」を打ち破るには、どう考えていけばいいのか。被災者の使いやすい法制度を研究している山中茂樹・関西学院大教授に法にポイントを聞いた。

× × ―国は「中越地震では支援法の運用によって支援金前払いを可能にした」ほか、支給制限も一部緩和できた」と強調している。

「国が『運用で緩和してもいい』といっても、被災自治体はなかなかやってくれないのが混乱する。担当者は過去に起こった災害での例を調べているのが現状だ。改正によって『住宅本体に資金を投入できる』と明文化しなければならない」

―運用例はさまざまにあるようですが。

「新潟では、阪神大震災では禁止された自己敷地内でのユニットハウスの建設が認められ、台風被害にあった福井県の場合、村では、中越では認められなかった自己敷地内への仮設住宅建設が行われた。支援法が制定される以前のことではあるが、雲仙普賢岳の噴火災害では、食事のために一日半円が現金給付された。しかし、国はそれらの事実を隠している。運用だけでは支援の拡充が進まないのが現実だ」

―現在の被災者支援の法律は、複雑過ぎるという指摘もあります。

「被災者支援に関係した法律は十以上もある。しかも被災者生活再建支援法の所管は内閣府、災害救助法は厚生労働省、応急仮設住宅は国土交通省と、それぞれ縦割りになっている。そうした中で、例えば、応急仮設住宅では最高六十万円分の支援が住宅本体に使えるとされるが、原則的には(食料などの)現物支給とされ、支給される住宅本体には使えないといった矛盾が出てくる。それらを解消するためにも、災害救助法の応急仮設住宅を支援法に一元化し、支援金を住宅本体に使えるようにするべきだ」

―支援法改正を全国的論議にするには、どうすればいいでしょうか。

「一九九八年に支援法が成立したときは阪神大震災の被災者が中心になり、全国的に運動になった。今度の改正は新潟の人の声が大きく原動力となる。西方神地震が起こった福岡県などと協力してほしい」

再建支援法どうする 県国会議員アンケートの回答

<衆院議員>

西村智奈美(民 主)
法の目的や理念と現実が合っていない。早く住宅本体の建設や補修にも使えるようにすべきだ。民主は改正案を出すので、できれば今国会中に成立させたい。

近藤 基彦(自 民)
住宅本体に投入できるようにしたいと思うが、現状ではかなり難しい。国が自治体にお金を渡し自治体が住宅に投入できる別な法律をつくる方が早いかもしれない。

稲葉 大和(自 民)
住宅本体に使いたいという被災者の気持ちに応えたいが、公費を私有財産に入れないという厳然とした壁がある。これを取り払うのがなかなか難しい。

菊田真紀子(民 主)
住宅本体に投入すべきだし、半壊世帯を対象に加え、年齢や所得制限の緩和なども見直していく。国会で党利党略を離れて議論し、一日も早く改正すべきだ。

田中真紀子(無所属)
(回答がありませんでした)

筒井 信隆(民 主)
今国会で改正案を再々提出する。住宅本体に支援を入れさせるのが改正の最大の目的。08年まで待たず、とにかく早く改正できるよう与党に働き掛ける。

吉田六左エ門(自 民)
住宅本体に使えるようにしなければならない。その方向で党内で議論する。個人財産の壁を越え行政が支援する理由付けをし、国民合意が得られるよう努力したい。

高鳥 修一(自 民)
使い道を区別、限定しないで住宅本体にも使えるようにすべきだし、年収要件も緩和すべきだ。災害対策特別委員会などで多くの与党議員と協力して進めたい。

長島 忠美(自 民)
住宅本体への投入も含めて、地域を維持できるよう自治体が必要な施策を弾力的に実施し、国が支援できる仕組みをつくるべきだ。これから党内で勉強会を始める。

鷲尾英一郎(民 主)
中越などの実績を検討して改正に生かすべきだが、住宅本体への投入は厳しい。既存の交付金や移転事業などの活用で住宅本体に使い、当面は実を取った方がいい。

漆原 良夫(公 明)
住宅本体の再建を支援しないと中山間地の集落はつぶれる。集落維持・再生を前面に出した新制度をつくり、その中で個人住宅への支援もできるようにしたらいい。

<参院議員>

田中 直紀(自 民)
住宅再建への投入も必要だが、まず高齢者や豪雪地への支援を手厚くすべきだ。地盤が崩れ家が建てられない人がいるので地盤改良にも使えるようにした方がいい。

黒岩 宇洋(民 主)
住宅本体に使えるようにすること。仮設住宅暮らしも2年目、今国会での課題にしたい。民主は改正案を提出するので、与野党なく取り組むよう訴えていく。

森 裕子(民 主)
地域再生のため住宅の再建が求められているのだから、公的資金を投入できるようにすべきだ。もっと地方の裁量に任せればいい。できれば今国会中に改正したい。

近藤 正道(社 民)
住宅本体に使えるようにし、支給額を上げて所得制限を緩和する。県関係議員団会議などで本県の政治家が総結集し、見直しを求めていくしかない。

桜井 新(自 民)
住宅本体に公的資金を入れるようにすればいい。支援金は大体の費目を決めてもいいが、使い方を制限すべきでない。財務省も災害時は現場に判断を任せるべきだ。

渡辺 秀央(民 主)
自治体に権限を与えて自由に支援金が使えるようにすればいい。そのため復旧基本法などを整備する。国会で与野党で議論し、財務省の言いなりから脱皮すべきだ。

＊掲載順は、衆院が1―6区、比例代表、参院が選挙区、比例代表の順。参院選挙区、両院比例代表の掲載順は、国会の政党勢力、当選回数、名前の50音順による。敬称略。